

## 第5章 計画の着実な推進のために

### 1 計画の進捗管理

雲仙市教育振興計画を効果的かつ着実に推進するためには、定期的に事業の進捗状況や検証、見直し等の進行管理を行う必要があります。このため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、毎年度実施する「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価」により自己点検・評価を行うとともに、計画の進捗管理をしていきます。

### 2 計画の見直し

本計画は、平成28年度から平成32年度の5年間に取り組む施策等について盛り込んでいますが、計画期間中に教育や社会情勢等の変化及び国の教育に関する施策の大幅な変更、また、新たに生じた課題等への対応など計画期間の途中においても、必要に応じて柔軟に計画内容の見直しを図ってまいります。

教育委員会の権限に属する事務の管理及び  
執行の状況に係る点検・評価に関する報告書

(平成 年度事業分)



平成 年 月  
雲仙市教育委員会

## 用語の解説

### 1 【公立公民館】（1 ページ）

社会教育法の規定による市が管理運営している公民館。

### 2 【スクールサポーター】（1 ページ）

学習活動・図書活動支援並びに教育相談等を充実させ、個に応じたきめ細かな児童生徒への支援及び対応を図るために、市内全小・中学校に配置された雲仙市嘱託職員。

### 3 【ALT】（6 ページ）

小・中学校に配置している外国語指導助手（アシスタント ランゲージ ティーチアの略）。

### 4 【ミストシャワー】（8 ページ）

水を霧状に散布し、気化熱で周囲の気温を下げる仕組み。

### 5 【構造体】（8 ページ）

床や壁、柱、梁など建物の構造を支える骨組のこと。

### 6 【非構造部材】（8 ページ）

天井、照明器具、窓・ガラス、外壁（外装材）、内壁（内装材）、設備機器、テレビなどの備品類、家具等、構造体以外の部材。

### 7 【イントラネット】（8 ページ）

インターネット等の技術を用いることで利便性を高め、且つアクセスできる端末を制限する事で安全性を高めた企業内ネットワークのこと。

### 8 【ICT】（8 ページ）

情報・通信に関する技術の総称。

### 9 【確かな学力】（10 ページ）

基礎的・基本的な「知識や技能」はもちろん、「学ぶ意欲」や「思考力・判断力・表現力など」を含めた幅広い学力。

### 10 【個別の教育支援計画】（10 ページ）

保護者を含め、教育、医療、保健・福祉、労働等の関係者が、幼児児童生徒の実態や教育的支援の目標・内容等の情報を共有化し、関係者の役割分担などの計画を策定することにより、適切な支援をめざすための計画。

### 1 1 【特別支援教育】（10ページ）

障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。

### 1 2 【いじめ】（10ページ）

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となる児童生徒が心身の苦痛を感じているもの（「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」による定義）。

### 1 3 【不登校】（10ページ）

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）。

### 1 4 【児童生徒サポートセンター事業】（10ページ）

不登校児童生徒等に対して、学校と協力し訪問指導等を実施し、学校へ登校できるように直接的に支援を行う事業。

### 1 5 【親子ホットライン事業】（10ページ）

いじめの問題や不登校、その他、子どもの教育におけるいろいろな悩み相談にも対応する相談電話事業。

### 1 6 【雲仙市子どものいじめの防止に関する条例】（11ページ）

雲仙市において、「子どもの心や体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの権利を侵害するものであり、このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長することができる環境を実現することは、社会全体で取り組むべき最重要課題である」と捉え、平成24年12月25日に策定。県内自治体では初となるいじめの防止に関する条例。

### 1 7 【いじめの防止基本方針】（11ページ）

平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」において、「文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものとする。」と規定。同法において、すべての学校でも「学校いじめ防止対策基本方針」の策定が義務化。

### 1 8 【新体力テスト】（11ページ）

昭和39年以来行っていた「スポーツテスト」を、国民の体位の変化、スポーツ医科学の進歩、高齢化の進展等を踏まえ、平成11年に文部科学省が全面的に見直して、現状に合ったものに改定。小・中学生対象のテスト項目は、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン（持久走）、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げ（ハンドボール投げ）など8項目。

#### 19 【体力向上アクションプラン】（11ページ）

各学校において、児童生徒の体力、運動習慣、生活習慣等の実態を分析した上で、「体力向上」を目的として、取り組む内容を示したものの。

#### 20 【長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例】（12ページ）

「歯・口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を通じて、県民の健康増進に寄与すること」を目的として制定。歯科保健に関する条例では、九州では初めて、全国でも3番目の条例。平成22年6月4日施行。

#### 21 【フッ化物洗口】（12ページ）

少量の水に、市販のフッ化物洗口剤を溶かしたもの（洗口液）を口に含み、1分間程度ブクブクうがいを行うもの。歯・口腔の健康づくり対策として、雲仙市内の小中学校では、平成27年度より全ての学校で実施。

#### 22 【食育】（12ページ）

健康的な生活を送るために、食に関するあらゆる知識を習得し、実践できる能力を育むこと。平成17年7月15日に施行された「食育基本法」では、「食育」を、「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」と位置付けられている。

#### 23 【青少年健全育成協議会】（13ページ）

青少年の健やかな成長のために地域社会として取り組むことを目的に地域の皆様のボランティアにより組織され、各種の行事や体験活動、スポーツやレクリエーションなどイベントを実施したり、あいさつ運動や交通安全指導などの非行防止、事故防止の活動など、子どもたちの健全育成のための活動を行っている。

#### 24 【ココロねっこ運動】（13ページ）

「ココロねっこ運動」は、長崎県子育て条例第22条に明記されている運動で、子どもと真正面から向き合わない大人の増加、青少年問題の顕在化、青少年に悪影響を及ぼす有害情報の増加、完全学校週5日制の開始された中、子どもたちの心のねっこを育てるために平成13年6月に始まった。大人のあり方を見直し、みんなで子どもを育てる県民運動。

#### 25 【家庭の日】（13ページ）

毎月第3日曜日を標準として、毎月一回「家庭の日」を定め、家族の愛情と信頼に結ばれた温かい家族関係を育み、子どもたちの健やかな成長を願う日のこと。

#### 26 【IT機器】（13ページ）

情報を処理したり、伝達・加工するための機器。コンピュータとその周辺機器を指す。（情報機器）パソコンや携帯電話、ファクシミリ等。

### 27 【自治公民館】（13ページ）

自治会、又は地域が独自に管理運営している集会施設で、法令等による規定はない。

### 28 【白ポスト】（13ページ）

県及び雲仙市青少年健全育成協議会等が設置する、青少年に有害とされる雑誌等の回収設備。

### 29 【メディア】（13ページ）

情報の記録、伝達、保管などに用いられる物や装置のことで、例えばCDや手紙、電話、テレビなどは音楽、文章、声や映像などの情報を伝達するのに用いられる。最近では、スマートフォンや携帯電話を利用したラインやメールなどの電子媒体が、情報伝達に際し多く利用される。

### 30 【移動図書館】（13ページ）

図書を載せた自動車を利用して図書館を利用しにくい地域の人のために各地を巡回して図書館のサービスを提供する仕組み。雲仙市では、雲仙市図書館と小浜町文化館に配備した2台の移動図書館車で市内を巡回し、サービスを行っている。

### 31 【赤ちゃんとはじめての絵本応援事業】（13ページ）

全国的にはブックスタート事業として認知されており、0歳児健診等を機会に絵本をプレゼントし、赤ちゃんと保護者が絵本を介して心ふれあう時間を持つきっかけをつくる雲仙市の事業。

### 32 【放課後子ども教室】（14ページ）

地域住民の参画により、放課後や週末等に子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供し、次代を担う人材を育成する事業。

### 33 【土曜学習】（14ページ）

学校週5日制の趣旨を踏まえて、すべての子どもたちが有意義な土曜日をすごすため、地域の多様な計系や技能を持つ人材を活用し、体系的・継続的に実施する事業。

### 34 【人権】（14ページ）

人間が人間として生まれながらに持っていると考えられている社会的権利で、人間が、一人の人間として人生をおくり、他者との関わりをとりむすぶにあたって、決して侵してはならないとされる権利。

### 35 【文化会館運営審議委員会】（15ページ）

「雲仙市文化会館の設置及び管理に関する条例」第16条に基づき設置された教育委員会の諮問機関。雲仙市内の文化会館（国見町文化会館、吾妻町ふるさと会館、ハマユリックスホール）の運営について、市内有識者により意見交換等を行う。

36 【雲仙市文化会館自主文化事業振興会】（15ページ）

雲仙市内の文化会館（国見町文化会館、吾妻町ふるさと会館、ハマユリックスホール）で行う自主文化事業の企画・運営を行う任意団体。市内有識者により構成。

37 【文化財】（15ページ）

人類の文化的活動によって生み出された有形・無形の文化的所産のこと。

38 【総合型地域スポーツクラブ】（17ページ）

「地域の人々に年齢、興味関心、技術技能レベル等に応じた様々なスポーツ機会を提供する、『多目録』『多世代』『多志向』のスポーツクラブ」（「スポーツ基本計画」平成24年3月文部科学省策定）。

39 【がまだすスポーツクラブ】（17ページ）

雲仙市の「総合型地域スポーツクラブ」として、平成21年2月に設立。

卓球・ソフトバレーボールなど6種目の競技団体が加盟し、約200名の会員が年間を通して活動しているほか、スポーツフェスティバルなどの大会行事、研修会や広報活動などを行う。

40 【雲仙アヅマクロス】（17ページ）

雲仙市（旧吾妻町）で考案された軽スポーツ。

4チーム（1チーム2人組）が同時に競技するゲームで、テニスのラケットでバドミントンのシャトルを打ち合い、失点の少なさを競う。長崎国体（H26）の「デモンストレーションとしてのスポーツ行事」に採用・実施され、全国に情報を発信。

41 【雲仙市レクリエーション協会】（17ページ）

雲仙市のレクリエーション団体の協議会。

市内の軽スポーツ団体の3団体が加盟し、市民ウォーキングや競技会など、一般市民のための行事を開催。

42 【雲仙市民スポーツ大会】（17ページ）

雲仙市と雲仙市体育協会が共催・実施する市民スポーツの祭典。

体育協会加盟21競技団体が、市民のスポーツ振興・競技力向上を目的に毎年実施しており、優秀選手を県民体育大会へ派遣。

43 【雲仙市小学生クラブ活動振興会】（18ページ）

市内小学生のスポーツクラブの指導者・保護者会で組織する協議会。

約50団体が加盟し、子どもたちの活動時間のルールなどを協議するほか、補助金の配分や健全なスポーツ活動に関する研修会等を実施。

#### 4 4 【部活動振興会】（18ページ）

市内中学校の部活動団体の指導者・保護者会等で組織する協議会。

約70団体が加盟し、子どもたちの活動時間のルールなどを協議するほか、補助金の配分や健全なスポーツ活動に関する研修会等を実施。

#### 4 5 【みずほすこやかランド】（18ページ）

グラウンドやテニスコートなどのスポーツ施設に宿泊研修施設を兼ね備えた複合施設。

緑地広場やグラウンドゴルフ場のほか、温泉施設「みずほ温泉千年の湯」があり、近隣住民の憩いの場としても利用。

#### 4 6 【国見総合運動公園（遊学の里くにみ）】（18ページ）

グラウンドやテニスコートなどのスポーツ施設に宿泊研修施設を兼ね備えた複合施設。

天然芝のグラウンドのほか、浴場・休憩施設があり、近隣住民の憩いの場としても利用。

#### 4 7 【再生可能エネルギー】（20ページ）

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギー。

#### 4 8 【交流学习】（24ページ）

各小学校、中学校間で、相互に行き来しながら、互いの学習成果を交換したり、またそれぞれの地域性を理解しあうことで、視野を広げ、学習の糧とする教育上の手法のひとつ。

#### 4 9 【中1ギャップ】（24ページ）

小学生が中学1年生となったときに、学校生活や授業のやり方が今までと違うため、新しい環境（学習・生活・人間関係）になじめない状況が現れること（不登校となったり、いじめが急増したりするなどいろいろな問題が出てくる現象のこと）。

#### 5 0 【全国学力・学習状況調査】（25ページ）

文部科学省が、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを目的に小学校6年生、中学校3年生を対象に実施されている調査。

#### 5 1 【長崎県学力調査】（25ページ）

児童生徒の学力の定着状況を把握・分析し、県及び市町の教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、各学校における児童生徒への教育指導の充実・改善に役立てることを目的として本県独自に小学校5年生、中学校2年生を対象に実施されている調査。

## 5.2 【学力の3要素】（25ページ）

学校教育法及び学習指導要領の総則において示されている。

- ・ 基礎的・基本的な知識・技能
- ・ 知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等
- ・ 主体的に学習に取り組む態度

## 5.3 【特別支援学級】（29ページ）

障害等があるために通常の学級における指導では十分な指導の効果を上げることが困難な児童生徒に対し、特別な配慮のもとに児童生徒の実態に応じた適切な教育を行うために小・中学校の中に特別に設置された少人数の学級。

## 5.4 【通級指導教室】（29ページ）

小・中学校通常学級在籍の比較的軽度の障害等がある児童生徒に対して、各教科等の指導は主として通常学級で行いつつ、個々の障害等の状態に応じた特別の指導（「自立活動」及び「各教科の補充指導」）を行う特別の指導の場。

## 5.5 【地域コミュニティ】（33ページ）

地域住民が生活している場所であり、労働や教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、祭などに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会や住民の集まり。

## 5.6 【重要文化財】（38ページ）

日本に所在する建造物、美術工芸品、考古資料、歴史資料等の有形文化財のうち、歴史上・芸術上の価値の高いもの、または学術的に価値の高いものとして文化財保護法に基づき日本政府（文部科学大臣）が指定した文化財を指す。

## 5.7 【アウトリーチ事業】（39ページ）

公共ホールがプロのアーティストを地域の学校や福祉施設に派遣してワークショップ、ミニコンサートなどを行う普及活動。アーティストが市民の生活の場に積極的に入り込むことによって、芸術に関心のある層を飛躍的に増やし、さらには、子どもたちを対象にしたアウトリーチ活動は、未来の観客(聴衆)を育てることにもつながる。

## 5.8 【伝統的建造物群保存地区】（40ページ）

周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値が高いもの（伝統的建造物群）。また、これと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、市町村が地域地区として都市計画もしくは条例で定めた地区。

## 5.9 【佐賀藩神代領】（40ページ）

豊臣秀吉の九州国割りにより天正15年(1587)、島原半島の北部4村が佐賀領に編入され、慶弔3年(1608)に鍋島豊前守信房（鍋島直茂の実兄）の所領となり神代鍋島領が成立した。



#### 6 0 【重要伝統的建造物群保存地区】（4 0 ページ）

市町村が定めた伝統的建造物群保存地区のうち、特に価値が高いものとして文部科学大臣が重要伝統的建造物群保存地区として選定したもの。

#### 6 1 【修景】（4 0 ページ）

伝統的建造物群保存地区において、保存物件に特定されていない建造物等を保存計画に基づいて地区の景観と調和させる行為。

#### 6 2 【伝統的建造物】（4 0 ページ）

伝統的建造物群保存地区において、昭和前期までに建築された主屋、付属屋等の建築物で、伝統的建造物群の特性を残しているもの。

#### 6 3 【環境物件】（4 0 ページ）

歴史的景観の維持に大きく寄与している池、樹木、庭園、道路の位置・形態・水路の流路、屋敷地の池など。

#### 6 4 【旧鍋島家住宅】（4 1 ページ）

中世の神代城東側に位置する。長屋門、主屋、御座敷、蔵、隠居棟から構成され国の重要文化財に指定。

#### 6 5 【埋蔵文化財】（4 4 ページ）

地中に埋蔵された状態で発見される文化財（文化遺産）。

土地に埋蔵されている文化財としての価値が認められる遺構と文化財としての価値が推定される民法第241条の「埋蔵物」としての遺物。

#### 6 6 【遺跡】（4 4 ページ）

過去の人々の生活の痕跡がまとまって面的に残存しているもの、および工作物、建築物、土木構造物の単体の痕跡、施設の痕跡、もしくはそれらが集まって一体になっているものを指す。過去の人間の営みの跡が残されている場所。

古い時代に建てられた建物、工作物や歴史的イベントがあったためになんらかの痕跡が残されている場所。

#### 6 7 【がんばらんば体操】（4 6 ページ）

長崎県が創作した県民体操。「がんばらんば」とは、長崎弁で「頑張らないと」という意味。

県出身の歌手「さだまさし」さんが、長崎弁で歌う「がんばらんば」の曲に、凧揚げなどの長崎独特の動作を振り付けた体操。

68 【大会出場激励費】（47ページ）

優秀な成績等により県代表として九州大会等へ出場する団体又は個人に対し、激励費を交付する制度。九州大会出場に 10,000 円／人、全国大会出場に 20,000 円／人、国際大会出場に 30,000 円／人を交付。

69 【小中学生スポーツ大会出場助成事業】（48ページ）

「雲仙市小中学生スポーツ大会出場費補助金」。地区大会等の予選会を勝ち進むなどして、県大会以上の上位大会に出場する団体又は個人に対し、大会出場のための経費の一部を助成する制度。旅費や宿泊費の約50%を補助金として交付。